

# 経済安全保障に係る国内法令と WTO サービス貿易協定（GATS）の関係

国松 麻季

Relation between national laws and regulations concerning economic security and the General Agreement on Trade in Services (GATS) of WTO

Maki KUNIMATSU

はしがき

2022年5月18日、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（「経済安全保障推進法」）が公布された。同法は、重要物資の安定的な供給確保、基幹インフラの安定的な供給の確保、先端的重要技術の開発支援、および、特許出願の非公開の4つの制度を創設するものであり、公布から2年以内に段階的に施行することとされている。順次、基本方針や基本指針の閣議決定がなされ、施行令や関係省庁による告示が発出されるなど、制度運用が開始されている。

経済安全保障推進法のうち、重要物資の安定的な確保に関する制度および基幹インフラの安全的な供給の確保に関する制度には、WTOサービスの貿易に関する一般協定（General Agreement for Trade in Services: GATS）が規律対象とする分野に関わる措置が含まれる。GATSはサービス分野の「投資」もサービス貿易の一部と定義し、通信、宇宙運送、燃料パイプライン輸送、土地や不動産の購入・販売、コンピュータ関連、研究開発、製造業に付随するサービスも対象としていることから、経済安全保障に関わる分野、各国が外資規制の対象として掲げる分野、審査対象とする事案の多くがGATSの対象となり得る。しかしながら、GATSと国内法や手続きとの整合性は精査されていない。

そこで、本稿では、経済安全保障を目的とする政策を、国際経済法であるGATSとの整合性の観点から検討する。具体的には、まず、GATSの規律について概観し、続いて日本の経済安全保障に関する諸政策のなかから、特に経済安全保障推進法に着目し、GATSと関わる条項等を抽出し、整合性の確認方法を検討する。

第1節 GATSの規律対象

## 1. 国際経済法におけるGATSの成立と概況

第二次世界大戦後の国際経済秩序の下、貿易に関しては「関税および貿易に関する一般協定」（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）が多数国間の自由貿易体制を担う規範を提供し、1995年に設立したWTOがこれを引き継いだ。WTOの設立は、1987年から1994年に実施されたウルグアイ・ラウンドにおいて交渉されたが、GATSも同ラウンドのアジェンダのひとつであり、WTO協定の不可分の一部（附属書一B）として発効した。GATSはサービス貿易の障害となる政府規制を対象とした初めての多国間国際協定であり、現在も加盟164か国・地域に対してサービス分野の投資について基本原則や自由化を規定する協定である。

GATSは、前文、本文（全29条）、8つの「附属書」及び国別「約束表」（schedule of specific commitments）、「最恵国待遇（Most-Favored-Nations: MFN）免除リスト」から成る。

サービス貿易を4つの様態（モード）により定義している。これらは、サービスが国境を越える「越境取引」、消費者が海外でサービス提供を受ける「海外消費」、投資により設置した海外拠点からサービスを提供する「海外拠点設置」およびサービス提供者が国境を越える「人の移動」である<sup>1</sup>。3つめの様態（モード3）は、すなわちサービス分野における投資に他ならない。GATSの義務は、全加盟国の全てのサービス分野に対して課せられる最恵国待遇義務や透明性義務などの「一般的な義務」と、各加盟国が自国の約束表において約束した分野に限って課せられる市場アクセス義務や内国民待遇義務といった「特定の約束」に大別される。

GATS の約束表は、ウルグアイ・ラウンド中に GATT 事務局が作成したサービス分野の分類表 (W/120)<sup>2</sup> に基づき、12 大分類 (実務、通信、建設・エンジニアリング、流通、教育、環境、金融、健康・社会事業、観光、娯楽、運送、その他)・155 中分類が存在している。土地や不動産の購入・リース・販売、コンピュータ関連、研究開発、製造業に付随するサービスも含まれており、各国が外資規制の対象として掲げる分野の多くがこのサービス分類表に含まれている。加盟国は、分野横断的な規制とともに、サービス分類表を活用した分野ごとの規制の有無や、規制がある場合にはその内容を、前述の4つのモード別に約束表に記載している。約束表に記載するのは、主に、外資出資比率、サービス提供者の数、取引総額や資産額といったサービス供給を制限する規制である「市場アクセスに関わる措置」と、「内国民待遇に反する措置」およびそれ以外の「追加的約束」である。約束表の記載が、締約国によって異なる「特定の約束」であり、各締約国は約束表に記載した分野についてこれらの義務を負うことになる。こうした約束表の記載方法を説明するため、ウルグアイ・ラウンド当時は GATT 事務局が、WTO 発足後は WTO 事務局が、約束表の記載方法を説明するスケジューリング・ガイドライン<sup>3</sup>を作成・改訂している。しかしながら、ウルグアイ・ラウンド当時に各国が記載した約束表は、GATT が規律する物品貿易において各国が関税率を示す「譲許表」と同様の役割を果たしているものの、国際機関が統一的にアップデートを図る HS コード<sup>4</sup>のように成熟しておらず、必ずしも精査されたわけではない部分も含ま

れていた。さらに、WTO において交渉が進展していないことからウルグアイ・ラウンド当時からアップデートがなされていない。これまで WTO の紛争解決制度において扱われた GATS に関わる事件のなかには、約束表の記載の解釈が分かれ、争点となったものも複数ある<sup>5</sup>。

## 2. 特定措置に関する GATS 整合性の確認方法

以上のとおり、GATS の構成は複雑であるが、WTO 加盟国の措置について GATS 整合性を確認する方法は、GATS に関わる WTO 紛争解決事案から、概ね次のように定型化されている。まず、当該国の約束表の記載に拘らず全加盟国の全分野に対する義務である「最恵国待遇」と「透明性」が確保されているかを判断する。次に、当該国の「特定の約束」、すなわち約束表の記載を確認する。約束表については、問題とされた措置が、サービス分類上、当該国の約束表に含まれているか否かを確認する。サービス分野の分類表 (W/120) の各サービス分野・小分野には、国連が作成した「暫定中央生産分類<sup>6</sup>」の番号が記されており、その番号を用いて対象となるサービスの範囲を判断する。続いて、問題とされた措置が4つのモードのいずれであるかを特定したうえで、市場アクセス、内国民待遇および追加的約束の記載内容と合致しているかを判断する。そのうえで、分野横断的な記載によって義務を留保していないかを確認し、さらに、例外が認められる要素がないかどうか確認する。

## 第2節 経済安全保障推進法と GATS の関係

### 1. 経済安全保障推進法成立の背景と経緯

経済安全保障が体系的な政策として政府文書に記載されたのは、2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021<sup>7</sup>」(いわゆる「骨太方針」)および「成長戦略実行計画 2021」である<sup>8</sup>。骨太方針では、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大するな

<sup>1</sup> GATS は「第一条 適用範囲及び定義」第2項において次のとおり規定している。

「この協定の適用上、「サービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。

- (a) いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供
- (b) いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの
- (c) いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの
- (d) いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの」。このうち (c) がモード3の海外拠点設置、すなわちサービスの投資である。

<sup>2</sup> GATT (1991(a))

<sup>3</sup> WTO (2001)

<sup>4</sup> 「商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System) に関する国際条約 (HS 条約)」に基づいて定められたコード番号。世界税関機構が管理しており、世界で 200 以上の国と地域が使用している。

<sup>5</sup> メキシコ—電気通信サービスに影響を与える措置 (DS204)、米国—越境賭博規制 (DS285)、中国—電子決済サービスに関する措置 (DS413) など。

<sup>6</sup> 暫定中央生産分類 (Provisional Central Product Classification) 統計文書 M 第 77 号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、1991 年

か、「経済安全保障に係る戦略的な方向性」は、日本の「自律性の確保・優位性の獲得を実現すること」であるとし、「重要技術を特定し、保全・育成する取組を強化するとともに、基幹的な産業を強靱化するため、今後、その具体化と施策の実施を進める」とした。成長戦略実行計画<sup>9</sup>では、経済安全保障に係る施策を総合的・包括的に示している。

経済安全保障政策の検討が進展した背景には、米中技術覇権競争の激化、新型コロナウイルス感染拡大によって直面した医療関連製品の入手困難、半導体供給不足、ロシアによるウクライナ侵攻などがあった。従来、安全保障は軍事的な意味での国家安全保障として捉えられてきたが、安全保障の射程は拡大し、経済分野や技術分野も対象とされ、各国は経済的手段によって国家の安全保障や国益の実現を追求するようになっていった。

日本では、2021年10月、政府が経済安全保障担当大臣を設置するとともに、総理が所信表明演説において、我が国の経済安全保障を推進するための法案の策定を表明した。同年11月、第1回経済安全保障推進会議を開催、「経済安全保障法制に関する有識者会議」が設置され、経済安全保障法制に関する提言を提出した。同提言を踏まえ、2022年2月には経済安全保障推進法案を閣議決定後、同法律案を第208回国会に提出し、2022年5月11日に成立し、同月18日に公布された。

## 2. 経済安全保障推進法と GATS

経済安全保障推進法は、安全保障の確保に関する経済施策として、①重要物資の安定的な供給確保、②基幹インフラの安定的な供給の確保、③先端的な重要技術の開発支援、および、④特許出願の非公開の4つの制度を創設するものである。公布から6月以内～2年以内に段階的に施行することとされていることから、現時点で制度運用に向けて準備中の部分もある。以下に、同法の規定内容と GATS との関係を検討する。

### 1) 重要物資の安定的な供給確保

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度については、第2章において、国民の生存や、国民生活・経

<sup>7</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針 2021 日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」(骨太方針 2021) [https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2021/2021\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf)

<sup>8</sup> 風木淳 (2023)。

<sup>9</sup> 「成長戦略実行計画」令和3年6月18日 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>

済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、基本指針を定め、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置することが規定されている。

同法の規定を受け、2022年9月に「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針<sup>10</sup>」が閣議決定され、さらに同年12月、同法第7条等に基づき「法律施行令(令和四年政令第三百九十四号)」において特定重要物資を指定した。同施行令第1条に指定される11の特別重要物資はあくまで物品(モノ)であり、GATSの対象とならない。

なお、同施行令の特定重要物資に関する規定の外ではあるが、11物資のうち8番目の「八 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機(入出力装置を含む。)を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム」はいわゆるクラウドプログラムであり、これを実行・処理するという行為については、GATSの対象となる実行サービス・データ処理サービス(W/120の「1 実務サービス B. 電子計算機及び関連のサービス(CPC842, 843)となる。また、こうした特定重要物資を研究開発する行為については、サービス(W/120の「1 実務サービス C. 研究及び開発のサービス」(CPC851, 853))ではあるが、日本は約束表の「分野横断的約束」において、研究開発の補助金を留保しているため、GATS上の問題とはならない。

### 2) 基幹インフラの安定的な供給の確保

#### ①規定および運用状況

基幹インフラの安定的な供給の確保に関する制度について、第3章(第49条～第59条)にて、外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置することが規定されている。第50条では、「主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定することができる」とし、13の業法と事業分野を列記している。事業分野は、電気事業、ガス事業、石油ガス輸入業、水道事業及び水道用水供給事業、第一種鉄道事業、一般貨物自動車運送事業、本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送する貨物定期航路事業及び不定期航路事業、国際航空運送事業及び国内定期航空運送事業、公共施設等運営事業、電気通信事業、基幹放送を行う放送事業、郵便事業、金融に係る事業のうち銀行業・保険業・金融商品市場事業・金融商品取引業・信託業ほかである。

<sup>10</sup> 「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」令和4年9月30日閣議決定。

また、第 52 条 (特定重要設備の導入等) より、審査方法などについて規定され、重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査することとしている。具体的には、重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出を義務付けている。計画書の記載事項として、①導入の場合 重要設備の概要、内容・時期、供給者、重要設備の部品等、②維持管理等の委託の場合 重要設備の概要、内容・期間、委託の相手方、再委託等を定めている。さらに、第 55 条 (特定重要設備の導入等後等の勧告及び命令) より、勧告・命令について規定している。審査の結果、重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、妨害行為を防止するため必要な措置 (重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等) を勧告する等としている。2022 年 12 月の「法律施行令 (令和四年政令第三百九十四号)」第 9 条では、法第 50 条の特定社会基盤事業をより詳細に規定した。

2023 年 4 月には、「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」が閣議決定された。同基本指針は、「国民生活及び経済活動は、電気、ガス、水道等を始めとした一定の役務をその基盤としている」としつつ、特定社会基盤事業は、①国民生活又は経済活動が依存している役務であって、その利用を欠くことにより、広範囲又は大規模な社会的混乱を生ずるなどの経済・社会秩序の平穩を損なう事態が生じ得るもの、②国民の生存に不可欠な役務であって、その代替が困難であるもの、として政令で定められている (同指針 6 ページ)。特定社会基盤事業者の指定基準は、規模と代替可能性であるとしている (同指針 10 ページ)。さらに、主務省令の立案に当たって、①適正な競争関係を不当に妨害することのないように配慮すること、②特定社会基盤役務の提供に当たって過度な負担を生じないよう、対象は真に必要な範囲に限定すること、を求めている (同指針 16 ページ)。そのうえで、事前届出項目の例として、以下を挙げている (同指針 19 ページ)。

特定重要設備の供給者に関する事項の例として、特定重要設備の供給者の名称・住所・設立国、一定割合以上の議決権保有者の名称・国籍・保有割合、役員の名義・国籍、外国政府等との取引高が一定割合以上である場合には当該国名及び割合、設備の製造場所。重要維持管理等の委託の相手方に関する事項の例として、委託の相手方の名称・住所・設立国、一定割合以上の議決権保有者の名称・国籍・保有割合、役員の名義・国籍、外国政府等との取引高が一定割合以上である場合には当該国名及び割合。

さらに、2023 年 10 月、内閣府政策統括官 (経済安全保障担当) により「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説 (暫定版)」(令和 5 年 10 月 6 日)<sup>11</sup> および「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における入札契約に係る制度の整合的な運用について<sup>12</sup>」が公表されるとともに、所轄省庁が事業者名を公表<sup>13</sup>している。

以上が現在までの基幹インフラの安定的な供給の確保に関する制度に関わる進展である。

## ② GATS との関係に関わる検討

GATS との関連では、法第 50 条および施行令第 9 条が挙げる特定社会基盤事業の多くが GATS のサービス分類に含まれる。具体的には、13 業種のうち、電力・ガス・石油は一義的には物品を生産する業種であるが、その運送や供給、付随するサービスについては、WTO サービス分類表における「11 運送サービス G. パイプライン輸送 a. 燃料の輸送 (CPC7131)」および、「1 実務サービス F. その他の実務サービス j. エネルギー流通に付随するサービス (CPC887)」である。ただし、これらの分野について、日本は GATS の約束表に記載していない (GATS の約束はない)。その他の業種は、全て WTO サービス分類表に記載されている。水道については、下水道のみであるが、「6 環境サービス A. 汚水サービス (CPC9401)」の自由化を日本は約束している。上水道や「1 実務サービス F. その他の実務サービス g. 水産業に付随するサービス (CPC882)」は、日本は約束していない。鉄道は「11 運送サービス E. 鉄道運送サービス (CPC7111-7113) 旅客運送・貨物運送」であるが、日本は約束していない。貨物自動車運送は「11 運送サービス F. 道路運送サービス b. 貨物運送サービス (CPC7123)」であり、日本は約束しつつ需給調整を留保している。外航貨物は「11 運送サービス b. 貨物運送 (CPC7212)」、航空は「11 運送サービス C. 航空運送サービス (CPC731-734)」、空港は「11 運送サービス e. 航空運送の支援サービス (CPC746)」であるが、いずれも日本は約束していない。

<sup>11</sup> [https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/doc/infra\\_kaisetsu.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/infra_kaisetsu.pdf)

<sup>12</sup> [https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/doc/infra\\_nyuusatsu.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/infra_nyuusatsu.pdf). WTO 政府調達協定等との整合性確保を留意すべき旨の言及がある (1 ページ)。

<sup>13</sup> 例えば、経済産業省は、経済産業省告示第百四十一号により、電力、ガス、石油などの事業者名を公表している。  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/kokuji.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/kokuji.pdf)

電気通信は「2 通信サービス C. 電気通信サービス (CPC7521-7523)」であり、日本は約束するとともに、NTT、KDD への外資出資比率規制、取締役・監査役の国籍要件を留保している。放送は「2 通信サービス D. 音響映像サービス d. ラジオ及びテレビの放送サービス (CPC7524)」と郵便は「2 通信サービス A. 郵便サービス (CPC7511)」であるが、日本は約束していない。金融・クレジットカードは「7 金融サービス A. 全ての保険及び保険関連のサービス (CPC812)」 「B. 銀行及びその他の金融サービス (保険を除く) d. すべての支払及び送金のサービス (CPC81339)」で、日本はいずれも約束している。当該分野は信用秩序維持措置を取ることが認められている。

13 業種はいずれもサービス業種であるといえることから、約束に拘らず全セクターに適用される最恵国待遇義務および透明性義務に整合的であるか問われる。また、日本が約束している業種である下水道、貨物自動車運送、電気通信、金融については、内国民待遇および市場アクセスについて、日本の約束内容との整合性が問われることとなる。さらに、港湾や空港などの拠点の建設については、日本の約束表には制限がなく、自由化が約束されている。

最恵国待遇義務については、規定内容も、また、各省庁が告示によって公表している特定社会基盤事業者の指定対象も、異なる他国に異なる待遇を与えていることはないため、整合性に疑いはない。また、透明性義務についても、法令などの措置の公表に問題はない。ただし、今後、政府が行う「事業者の計画認定・支援措置」等の実施によって、最恵国待遇や透明性に加え、日本が約束している分野については内国民待遇および市場アクセスについて疑義が発生する可能性がある。例えば、特定重要設備の供給者や重要維持管理等の委託の相手方について、一定割合以上の議決権保有者および役員の国籍、外国政府等との取引高が一定割合以上である場合には当該国名及び割合等の提出を求めていることから、国籍により異なる待遇を与える運用があり得る。GATS 第 14 条の 2 に基づき安全保障例外として認められれば、最恵国待遇・内国民待遇いずれの義務かも例外とされるが、外国人土地所有について安全保障例外だとみることが難しいとされている<sup>14</sup> ことと同様、GATS 第 14 条の 2 が限定列挙する安全保障上の重大な利益の保護<sup>15</sup> に相当するとの判断は困難であろう。

### 3) 先端的重要技術の開発

先端的重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、第 4 章の規定により、資金支援、官民伴

走型支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置する。2022 年 9 月に「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」を閣議決定した。国による支援、官民パートナーシップ（協議会）や調査研究業務の委託（シンクタンク）などを含む。

本件のシンクタンク業務は GATS のサービス分類上「C. 研究及び開発のサービス c. 学際的な研究及び開発のサービス (CPC853)」に含まれるが、日本は約束表の「分野横断的約束」において、研究開発の補助金を留保しているため、日本にとって制約にはならない。

### 4) 特許出願の非公開「特許出願非公開基本方針」

安全保障上機微な発明の特許出願について、第 5 章において、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置するものである。2023 年 4 月に「特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針」が閣議決定された。

この制度は TRIPS 協定に関連するものであり、GATS の対象外である。

以上のとおり、経済安全保障推進法の 4 制度を検討したが、GATS に関連が深い基幹インフラの安定的な供給の確保を含め、いずれも制度の運用が順次行われている段階にある。今後、日本政府による運用を注視し、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針にあるとおり、「内外無差別の原則等との整合性を含め、WTO 協定等の我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意することは当然である<sup>16</sup>」としているとおり、GATS を含む WTO 協定との整合性を緻密に確認

<sup>14</sup> 中谷（2011）49 ページ。

<sup>15</sup> 第十四条の二（安全保障のための例外）は、安全保障例外の対象となる措置として、(i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置、(ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置、および (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置、を限定列挙する。

<sup>16</sup> 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（令和 4 年 9 月 30 日）閣議決定（5 ページ）。

していくことが求められる。

### 3. 他の経済安全保障に関わる施策

経済安全保障推進法の成立と前後して、複数の経済安全保障に関わる規制や運用の整備が進められている。2020年5月施行の外為法改正による対内直接投資規制の強化、2021年6月可決・成立の「重要土地等調査法」、2021年11月公布、2022年5月施行・適用の「みなし輸出管理の運用明確化」、2021年4月の統合イノベーション戦略推進会議において決定され、2023年6月に内閣府から文部科学省、文部科学省から大学研究機関等に発出された一連の文書による「研究インテグリティ」の確保に係る対応といった施策が進められてきた。

このうち、重要土地等調査法に関連して、日本のGATS約束表<sup>17</sup>には土地・不動産の取得や販売等に関する記載はなく、MFN免除登録を行っていない。そのため、新たに外国人に対して土地所有規制を課すとGATS違反となる恐れがある<sup>18</sup>。GATS第14条の2に基づき安全保障例外として認められればこの限りではないが、外国人土地所有がこれに該当することは一般論として難しいとみられている<sup>19,20</sup>。

日本のGATS約束表に土地や不動産の規制に関わる記載がなされていないことの理由として、ウルグアイ・ラウンド当時、サービス市場の自由化が念頭におかれた作業となり、複眼的な思考が欠如していたのではないかと指摘もなされており、今後、GATSを補完するFTAのサービス関連規定において、より緻密な約束を行うことが求められる。

#### 参考文献

阿部武司編著 (2013)、『通商産業政策史 2 通商・貿易政策 1980-2000』独立行政法人経済産業研究所。  
 岩沢雄司 (2020)、『国際法』東京大学出版会。  
 風木淳 (2023)、『経済安全保障と先端・重要技術 実践論』信山社。  
 産業構造審議会通商・貿易分科会 公正貿易政策・措置調査小委員会 (2023)「2023年度版 不公正貿易報告書」(経済産業省)。  
 外務省 (2002)、「エネルギー憲章に関する条約の説明書」  
 〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/>

<sup>17</sup> General Agreement on Trade in Services, Japan - Schedule of Specific Commitments, GATS/SC/46, 15 April 1994.

<sup>18</sup> 中谷 (2011) 45 ページ。

<sup>19</sup> 中谷 (2011) 49 ページ。

<sup>20</sup> 国松 (2022)。

t\_020415b.pdf)。

国松麻季 (2022)、「国際投資法と経済安全保障—GATSにおけるサービス自由化約束を中心に」垂細亜大学アジア研究所『アジア太平洋における貿易投資政策と安全保障政策の新たな相克』(アジア研究所・アジア研究シリーズ No.109)。  
 小寺彰 (2012)、「国際投資法の発展—現状と課題」日本国際経済法学会編『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』法律文化社。  
 庄司克宏 (2014)、『新 EU 法 政策篇』岩波書店。  
 中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇 (2019)、『国際経済法 (第3版)』有斐閣。  
 中谷和弘 (2011)、「外資規制をめぐる最近の諸課題」『ジュリスト』No.1418、有斐閣。  
 中谷和弘 (2012)、「外資規制と国際法—国家安全保障、公の秩序の維持に基づく外資規制の位相」日本国際経済法学会編 (2012)『国際経済法講座 I: 通商・投資・競争』法律文化社。  
 西脇修 (2023)、「第4章 経済安全保障と通商政策: 技術優位への影響」鈴木一人・西脇修編著『経済安全保障と技術優位』勁草書房。  
 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (2006)、『対内直接投資及び対外直接投資に関する調査 (財務省委嘱調査) 報告書』平成18年3月  
 〈[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/research/fy2005tyousa/1803chokutou.htm](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/research/fy2005tyousa/1803chokutou.htm)〉。  
 宮家邦彦 (1996)、『解説 WTO サービス貿易一般協定』外務省経済局。  
 柳赫秀編著 (2018)、『講義 国際経済法』東信堂。  
 渡井理佳子 (2023)、『経済安全保障と対内直接投資—アメリカにおける規制の変遷と日本の動向』信山社。  
 GATT (1987) International Disciplines and Arrangements relevant to Trade in Services, Note by the Secretariat, MTN.GNS/W/16, 6 August 1987  
 〈<https://docs.wto.org/gattdocs/q/UR/GNS/W16.PDF>〉  
 GATT (1991(a)), Secretariat, Services Sectoral Classification List: Note by the Secretariat, Group of Negotiations on Services, MTN.GNS/W/120, 10 July 1991  
 GATT (1991(b)), Scheduling of Commitments—Points Raised in Informal Discussions, Note by the Secretariat, MTN.GNS/W/114, 12 June 1991  
 〈<https://docs.wto.org/gattdocs/q/UR/GNS/W114.PDF>〉  
 GATT (1982), Decision Concerning Article XXI of the General Agreement, 30 November 1982, L/5426.  
 GATT (1993(a)), Scheduling of Initial Commitments

- in Trade in Services: Explanatory Note, MTN.GNS/W/ 164, 3 September 1993
- GATT (1993(b)), Scheduling of Initial Commitments in Trade in Services: Explanatory Note - Addendum, MTN.GNS/W/ 164/Add.1, 30 November 1993, Special Distribution
- Mantilla Blanco S., Pehl A. (2020), National Security Exceptions in International Trade, Springer.
- OECD (2020), Acquisition- and ownership-related policies to safeguard essential security interests - Current and emerging trends, observed designs, and policy practice in 62 economies, Research note by the OECD Secretariat, May 2020  
 <<https://www.oecd.org/investment/OECD-Acquisition-ownership-policies-security-May2020.pdf>>
- OECD (2021), OECD Code of Liberalisation of Capital Movements,  
 <[www.oecd.org/investment/codes.htm](http://www.oecd.org/investment/codes.htm)>
- Stewart, Terence P. (ed.) (1993), The GATT Uruguay Round: A Negotiating History (1968-1992) Volume IIb: Commentary: Kluwer Law and Taxation Publisher
- UNCTAD-OECD (2021), Twenty-fourth Report on G20 Investment Measures (25th Report) (UNCTAD/OECD/2021/25), 28 Jun 2021  
 <<https://www.oecd.org/daf/inv/investment-policy/24th-Report-on-G20-Investment-Measures.pdf>>
- WTO (2001), Guidelines for the Scheduling of Specific Committeemen under General Agreement on Trade in Services (GATS), Adopted by the Council for Trade in Services on 23 March 2001.